

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和3年度11月補正

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 強度行動障がい児者に対する支援施策を検討すること 誰一人として取り残さない社会というSDGsの観点から、各支援機関と連携をよく図り、支援策のあり方を検討すること。</p>	<p>障害児福祉施設に入所する強度行動障がい児の成長後の移行支援など、調整が困難と見込まれる個別のケースなどについて、関係機関と連携し、早期から調整に取り組むなど、支援の仕組みを構築する。 また、令和4年度当初予算において、夜間支援の充実を通じた受け皿の拡充や、円滑な移行に資する体験利用の促進など、新たな取組を検討する。</p>
<p>2 農作業時の事故防止対策を推進すること 農作業中のトラクターなどの機械事故で今年は既に6人の方が亡くなっている。現役の農家の皆さんが命を落とすことは悲しいことであり、県農業にとっても大きなマイナスである。真剣に対策を検討すること。</p>	<p>農作業事故のよりの確な情報収集の在り方や、事故の要因分析の仕組み・発生防止対策について、JAや県警との連携や、県が独自に設置している農作業安全推進員の活用により、根本から検討するとともに、農業従事者を対象とした安全講習会や対話型研修会などの実施により、一層の事故発生防止に取り組む。 また、JA等と連携を図りながら、トラクター事故防止に向けた取組として、公道走行に必要な標識等の装着促進など安全対策の実施について、令和4年度当初予算で検討する。</p>
<p>3 わいせつ行為から子どもを守るために (1) 教員採用時に、過去のわいせつ行為などの処分事実が確認できるようになった。子ども対象の就労の場、幼稚園、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ等へもこの制度が広がるよう国へ要望すること。</p> <p>(2) 横のつながり強化のための取り組みとして2年前からスタートした教員の初任者研修メンター方式の研修内容の例示の一つにわいせつ行為対策を入れ、性的被害児童・生徒を出さないための学校の取り組みを促すこと。同時に幼稚園、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ等の研修においても性的被害を出さないための内容も充実させること。</p> <p>【メンター方式】若手教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして初任者の指導や助言を行ったり、授業研究等を行ったりしながらチーム内で学び合う中で、初任者と若手教員の同時育成を図る方式。</p>	<p>「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」附帯決議に、保育士資格についても同様の仕組みを検討することが盛り込まれている。また、放課後児童クラブ職員等の免許等を有しない職種についても、性犯罪の前科がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこととされており、国の動向を注視するとともに、保育士等についても教育職員等と同様の仕組みを創設することについて、国へ要望を行う。</p> <p>教育センターが例年4月に実施する初任者研修の中で、わいせつ行為を事例に挙げた教員としての服務に関する講義を行っているところであるが、今後、新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員を対象とした人権教育研修で、性的被害児を出さないための取組等について新たに盛り込むこととしている。校長等の管理職や学校の中堅層に当たる教員に対しても「学校管理運営のあり方」等の研修の中でわいせつ行為の防止等を事例に挙げるなど、防止に努めるとともに、メンターチーム研修においても、このテーマを含め初任者の実態に応じた取組を進めていく。 また、県で行う保育士、支援員等を対象とした研修においても、虐待防止等の内容に加えて性的被害の予防や気づき、受け止め、早期対応等の内容を盛り込み、性的被害から子どもを守るための取組を行う。</p>
<p>(3) 被害にあった子どもを救う端緒として、助けてBOXや定期的に行われるアンケートの際、性的被害事案も対象であることをあらかじめ具体的に子どもに伝えておくこと。</p>	<p>子どもたちへの性に関する指導を通して、児童生徒の性暴力被害に関する理解促進を図るとともに、アンケート等を実施し、適切な支援に繋げていく。また、困ったことがあれば周りの大人に伝える「SOSの出し方教育」も進めていく。 保育・幼児教育施設や放課後児童クラブ等においては、各施設に苦情処理窓口や意見箱を設置されているところであるが、子どもやその保護者の性的被害や意に沿わない対応等についても対象として活用すること、そのことを保護者等へ周知するよう市町村を通じて働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 米価下落に対して支援策を検討すること</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、コメ需要の低下と過剰在庫の影響を受け、米の前渡金は約2割から3割低下しており、農家経営を圧迫している。</p> <p>県は、生産者や生産者団体等と協力し、今年の主食用米の生産面積を333ha削減し、国や県の支援策により飼料用米などへの転作を進めているが、収量が確保しにくい中山間地域でも転換が進むようにすること。</p> <p>また、国に対して「過剰在庫」を市場隔離したり、特別な米価支援策を講じるなどの対応を要望しているが、県としても、米価下落に対する総合的な支援策を講じること。</p>	<p>飼料用米への転作を進める上で、主要な主食用米より収穫適期が遅く、共同乾燥施設での混入が回避できる多収品種の「日本晴」の作付を推進してきたが、収量確保が難しい中山間地域においては、県、JAグループ、市・町村会、県で構成する県農業再生協議会で、登熟が早く標高の高い中山間地域向けの「コガネヒカリ」の栽培指針を作成し、作付推進を図っていきたいと考えている。</p> <p>また、米価下落に対する対策として、県は令和2年度に創設した「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給事業」により、コロナ禍で米価下落により資金繰りに影響を受けた生産者の経営継続支援として、運転資金への利子助成を行っており、今後、国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」や、国の補正予算編成等の情報収集に努めながら、JAグループ等関係機関と連携のもと、必要な対応を検討する。</p>